

小鹿野町公共施設等個別施設計画（案）についてのご意見

令和3年3月2日（火）まで「小鹿野町公共施設等個別施設計画（案）」について、意見の募集を実施したところ、貴重なご意見（2件）をいただきましたので、ご意見とご意見に対する町の考え方は下記のとおりです。

記

ご意見	町の考え方
<p>1 集会所の配置について</p> <p>旧両神村は、全域において公設でとなっているが旧小鹿野町は、山村振興地域及び農業振興地域内において公設が多くその他の地域は民営となっており、町内において集会所に係る経費の負担割合に不公平が生じている。</p> <p>行政行為は「法の下での平等」が原則だがこの計画を進めれば集会所及び類似施設を所有し維持管理しているものと公設の集会所を維持管理しているものとの格差が拡大する。この計画をこのまま推進することは、「法の下での平等」を逸脱し行政の裁量の範囲を超え仮に行政訴訟が提訴されれば敗訴も覚悟しなければならない。行政は、このことを前提に行政を進めるべき職務を求められることから、改めて建設経緯に限らず町内全ての集会所に関して町民参加の審議会を立ち上げ審議すべきで、計画の見直しをお願いしたい。</p>	<p>小鹿野町内の集会施設については、建設の経緯や建設当初の目的等により旧小鹿野町、旧両神村の地域を問わず、行政で建設した施設及び地元負担によって建設された施設が存在しております。</p> <p>本計画における集会施設の方針といたしましては、施設の建替え時期に合わせて地元地区と協議し、施設の統廃合、地域への移譲等を検討しております。また、それに向けた条例の整備なども進めていくこととしております。</p> <p>前述の施設の統廃合、地域への移譲等を検討する際には、地元負担で建設された施設の運用状況を踏まえつつ、地元地区と協議を重ねて検討することとし、その旨を本計画案に盛り込みます。</p>

例：原町文化会館：選挙の投票所・災害時の避難場所に指定されている・地域のコミュニティ施設としての利用が多い・定期的に管理清掃が行われている・防火対象物として防火管理者が指定されていて消防設備の年2回の点検も実施されている。以上の観点からすれば公設の集会所以上の役割を果たしていることから修繕費をはじめ大規模改修費など全ての経費全額を町で負担すべきである。

新井会館：毎週月と水曜日太鼓団体の利用 100日 + α

毎週木曜日こじか筋力体操 50日

月1回保健サポーター 12日

町内の祭り・春祭り 7日

町内会議・監査 7日

氏子若連 3日

P T A 2日

老人クラブ 2日

合計183日で約2日1回以上の利用状況考えれば、十分にコミュニティ施設の役割をはたしている。さらに定期的に管理清掃が行われている・防火対象物として防火管理者が指定されていて消防設備の年2回の点検も実施されている。以上の観点からすれば公設の集会所以上の役割を果たしていることから修繕費をはじめ大規模改修費など全ての経費全額を町で負担すべきである。

<p>2 消防団施設について 上記と同じ理由から見直しを行うべきです。</p>	<p>消防団施設については、旧小鹿野町地域は地元負担によって建設され、両神地域は旧両神村で建設した施設です。</p> <p>ご意見のとおり、旧小鹿野町地域と両神地域で施設の管理状況が異なりますが、今後、団員減少等による分団の再編を検討するなかで、施設の管理方針についても併せて検討を進めます。</p>
---	--